

第三者評価結果

事業所名：みなみ台保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<コメント> 全体的な計画は、児童福祉法ならびに保育所保育指針の趣旨を踏まえ、園の保育の理念、保育の基本方針に基づき作成されています。全体的な計画は、各年齢に応じた子どもの発達段階を考慮し、長期的な視野から子どもの健全な成長を図ることを目的として、保育内容を体系的かつ計画的に構築しています。また、子どもを取り巻く家庭状況や地域社会の特性、さらに園の独自状況を総合的に把握して作成しています。計画作成の過程では、年度末に各クラスリーダーが日常的に子どもと関わる職員から意見を収集して、その内容をもとに、系列園5園の園長及び主任間で協議を重ね、各園の全体的な計画へ反映しています。さらに、保護者の意見なども加味し、現行計画の評価、見直しを実施し、次年度の計画立案に活用しています。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント> 園内の温度や湿度、換気、照明に配慮しており、特に0～2歳児クラスには床暖房を導入し、子どもたちが一年中快適に過ごせるように心がけています。感染症対策として、空気清浄機や扇風機も活用して換気に配慮しています。毎日清掃と消毒を行い、トイレや手洗い場も常に清潔にしています。寝具は定期的に業者で乾燥と洗浄を行い、園でも隔週土曜日に日光干しをして衛生管理を徹底しています。保育室は年齢ごとに動線を意識したレイアウトで、コーナーにはクッションマットを使用し、子どもが好きな遊びに集中できる環境を整えています。眠くなった子どもには横になれるスペースを設け、集団で眠るのが難しい場合は保護者の許可を得て、段ボールなどでコーナーを作って対応しています。遊び、食事、午睡は保育室の構造に合わせてスムーズに切り替えられるよう工夫して使い分け、落ち着いて過ごせる空間もパーティションなどで確保しています。なお、2歳児は給食とおやつの際に、保育室とは別のランチルームを利用しています。	
A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント> 入園時の面談記録や連絡ノート、登降園時のコミュニケーションなどを通して、子どもや家庭の状況をしっかり把握するように努めています。言葉で気持ちを伝えるのが難しい年齢の子どもには、視線や指差し、表情から思いをくみ取って、その気持ちを言葉にして返しています。そして、子どもが認められ大切にされていると感じられるように配慮しています。職員は、子ども一人ひとりの発達や個性を尊重し、思いや行動、欲求を前向きに受け止めて分かりやすい言葉で端的に伝えることを重視しています。集団生活の中で同じ行動が難しい場合でも、子どもの気持ちに寄り添い穏やかに見守り、声かけも子どものペースに合わせて必要なタイミングで行っています。また、職員は、子どもへの言葉づかいや対応を見直すため、園内研修や自己評価を活用し、自分の保育を振り返っています。職員は否定的な言葉を使わず、子ども自身が、どうしたらよいか気づけるように促すことを心がけています。	
A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント> 基本的な生活習慣の習得では、家庭からの情報を丁寧に聞き取り、一人ひとりの発達状況や興味関心に合わせて個別に食事やトイレトレーニングなどを進めていけるようにしています。何事も無理にさせるのではなく子どもの主体性を大切にし、できた時の達成感や喜びを得られるように声かけをしています。着替えなどは、子どもが着脱しやすい物を保護者に用意してもらえるように協力をお願いしています。職員は、子どもと喜びを共感して、子どものやる気につながるような言葉がけを行うことにしています。また、片づけなどは視覚的に場所が分かるように、玩具の写真を貼る、ロッカーに名札を付けるなどして環境を整えています。園での活動には、静と動のメリハリを付け、園での生活リズムを整えるようにしています。また、家庭との連続性が大切な0、1歳児は子どものペースや体調に合わせて午前寝を取り入れ、5歳児は年明けを目安に午睡時間の調節をして就学へのリズムを整えています。	

【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<コメント> 保育方針に「思いやり」「意欲」「自主性」「集中力」「創造力」を育てることを明示し、職員は保育環境を話し合い、季節によって環境を変えてみるなど、子どもが過ごしやすい環境を追求しています。子ども自身が自分のやりたい遊びを考え、選択して遊びに集中できるようにコーナーを設けています。各クラスの担任は、その年のクラスの発達の状況、季節や子どもの興味、関心に沿って、遊具やコーナーの使い方を変えています。雨天や日差しの強い日には、室内でもマットや巧技台を使って体幹を鍛えながら全身で遊べるように工夫しています。散歩では、四季折々の動植物に触れ、近隣の人と挨拶をして交流し、交通ルールを守ることなどの社会性を培っています。3～5歳児クラスは異年齢クラスで、協調性や思いやりを育み、お店屋さんごっこなどではクラスを超えて協力し合い、仲間同士で物事をやり遂げた達成感を感じる機会になっています。また、高齢者との世代間交流の機会を設け、敬老の日には、歌や遊戯を披露してふれあい遊びをしています。	
A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 0歳児クラスは、家庭との連携を重視しています。子ども一人ひとりとじっくり関われるように職員配置をしています。子どもの自己肯定感が育つように職員とのスキンシップを取り、授乳の時は目を見ながらやさしく穏やかに接して愛着関係を大切にしています。また、子どもの様子から思いをくみ取り言葉にして伝えています。それぞれの生活リズムや体調に合わせて個別対応を行い、活動や食事でも子どものペースを尊重しています。発達段階に応じて運動機能を促すため、クッションやマットを使い体幹を育てる環境作りも行っています。離乳食は保護者による食材チェックを徹底し、未経験の食材は提供していません。午前寝の時間調整など、家庭での生活リズムから徐々に園でのリズムへ移行できるように配慮しています。連絡ノートやホームページの写真付きブログで園での様子を発信し、個人面談でも子どもの成長を共有しながら家庭との連携を深めています。	
A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 1、2歳児は様々なことに対して自分でやりたい気持ちが出てくる年齢なので、子どもの気持ちを尊重しているいろいろな体験ができるように配慮しています。集団での遊びよりも個々での遊びが中心となっていますが、職員は、友達と一緒に遊ぶことも楽しいということが伝わるように、言葉がけや遊び方を工夫しています。子どもの遊びや興味を参考にして、環境づくりをしています。子ども同士のトラブルには、まだ言葉では伝えられない年齢であるため、職員が双方の思いを肯定的に受け止め、状況に応じた言葉がけをしています。そして、トラブルの要因を職員間で共有して再発防止に努めています。園は、異年齢保育を保育方針に掲げており、0～2歳児は朝ター一緒に過ごし、5歳児が分園に来て寝かしつけをするなど、日常的に異年齢と一緒に遊ぶ機会が多くあり、年齢の大きな子どもと関わりを持つことができています。おむつ外しなど、個別の対応を重視する部分は家庭の意向を尊重して園と育ちを共有しています。	
A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 3歳児の保育においては、できたことを褒めて自己肯定感を育んでいくことを大切にして、遊びは、興味のあるものにじっくりとめり込める環境を作り、集団で遊ぶ楽しさも伝えています。4歳児は、ゲームなどの遊びの中から集団生活の中でのルールの大切さを知り、遊びの中で自己発揮しながら気持ちをコントロールする経験を積んでいます。職員は子どもの興味の先を見ながら環境を整え、友達との関わりの中で一人ひとりが様々な経験ができるように支援しています。5歳児は、自主、自立及び協調性、社会性の芽生えを培っていくことを大切にしています。子ども同士の話し合いの場を積極的に設け、自分の考えを伝える力、相手の話を聞く力が育っています。職員は就学に向けて集団の中で自分を生かせるように、一人ひとりの個性に配慮して支援しています。保護者とは、連絡用アプリでの配信や年3回のクラス通信だけでなく直接対話をするコミュニケーションを大切にして、子どもの育ちを家庭と共有できるように努めています。	
A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 園舎は段差の無いバリアフリー構造で、多目的トイレ、エレベーターを設置しています。障がいのある子どもの受け入れにあたっては、子どもの特性を見極め、集団で活動する運動会、発表会においてはその子ができることを取り入れ、ほかの子どもたちと一緒に活動ができるように配慮しています。子どもたちも、自分には何ができるのか考えながら一緒に行動しています。横浜市北部療育センターによる巡回訪問時にアドバイスを受け、保護者と連絡を密にして、子どもの様子を把握して保育に生かせるようにしています。障がいの特性を考慮して作成する特別支援指導計画書は、職員間で共有し、保育に生かしています。職員は緑区などが主催する外部研修のほか、担任は療育センターの療育参観に参加して、支援の必要な子どもへの理解を深めています。玄関には子どもの発達に関する施設のパンフレットを置き、保護者には入園時に子どもの発達で気がついたことは小さなことでも伝える旨を伝えて、家庭と園で子どもを見守ることを重視しています。	

【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 全体的な計画や年間指導計画、月間指導計画、週案では、年齢ごとの長時間保育の目標を設定し、一人ひとりに配慮した援助をしています。子どもが横になりたいときには、マットやクッションを用意してリラックスできる環境を作っています。0～2歳児と3～5歳児は、朝夕の合同保育の時間帯に一緒に遊ぶ機会があり、年齢を超えた交流を通じて協力し合う社会性も育てています。18時30分以降には、補食を提供し、子どもたちの心身の欲求が満たされるように応えています。職員は子どもの気持ちに寄り添い、スキンシップや一対一での遊びなど、その時々状況に合った対応をしています。クラスごとに申し送りノートを使って子どもの様子を書きとめ、お迎え時に保護者へ伝えるほか、翌日に必要な情報も引き継げるようにして、連絡漏れを防いでいます。保護者には連絡ノートだけでなく、口頭でもその日の出来事や必要事項を伝えて安心につなげています。	
【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<コメント> 5歳児の年間保育指導計画に、就学を見据えた「アプローチカリキュラム」を位置付け、系統的に就学準備に取り組んでいます。年間計画の第4期(1月～3月)は「一人ひとりが、自信と自覚を持ち、就学への期待を膨らませながら見通しや、目標を持って園生活を楽しむ」をねらいとしています。このねらいに沿って、就学へのスムーズな移行につなげています。園は、近隣小学校の運動会練習の見学や、1年生による学校紹介を通じて、子どもの就学意欲を促進しています。また、毎年1月から3月にかけて就学先小学校との意見交換を実施し、小学校教員との情報共有、連携を強化しています。保育所児童要録はクラス担任が作成し、園長が内容確認後、小学校へ提出していますが、記録だけで伝達困難な事項については電話や対面による補足説明を行っています。さらに、小学校教員が園を訪問し、子どもの様子を観察する機会も設けています。保護者には、幼保小交流会参加職員より、就学準備に関する重要事項を伝達し、保護者の不安軽減に配慮した支援を行っています。	
A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<コメント> 「保育園業務マニュアル」を整備しています。毎年「健康管理保健計画」を作成して、月ごとの健康管理における留意点や保健指導の内容を設定しています。保護者には「保健だより」を通じて、子どもの健康を維持するための家庭での取り組み、感染症対応などの情報を発信しています。子どもの既往症など入園時の面談で聞き取った内容は健康記録簿に記載しています。毎朝の視診では子どもの健康状態について確認し、各クラスの申し送りノートで、前日のけがや病気などを確認して職員間で共有しています。また、保育中の子どもの体の変化や、けががあった場合は、保護者に電話連絡をしています。午睡時の呼吸確認は、子どもの胸に手を触れ、0歳児は5分、1、2歳児は10分間隔で行い記録しています。保護者には、入園時にSIDS(乳幼児突然死症候群)の説明を行い、園では仰向け寝を推奨していることを伝え、SIDSに関しては「保育園業務マニュアル」を通じて職員は理解を深めています。	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<コメント> 健康診断は、全園児に対して内科健診、歯科健診ともに年2回行っています。そのほか、3～5歳児は尿検査を年1回、3歳児は視聴覚検査を年1回行っています。健康診断の結果は、健康診断票、歯科健診の結果は、歯科健康検査票に記載して児童票にまとめられています。歯科健診の結果は紙面、健康診断結果は口頭で保護者に伝えています。健診の前には、保護者に子どもの健康で心配なことや、嘱託医に尋ねたいことがないか確認し、嘱託医からの回答を伝えています。嘱託医とは日常的に情報交換し、子どもの健康管理に関することや、感染症対応のアドバイスなどを受けています。園では、「保健だより」に歯や子どもの健康についての情報を掲載して、保護者と園の取り組みについて共有できるように努めています。	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント> 食物アレルギーのある子どもには、かかりつけ医から生活管理指導表を提出してもらったうえで除去食を提供しています。食物アレルギーのある場合は、入園時に園長、栄養士、担任と保護者で面談を行い、毎月末に翌月分の個別献立を保護者に見てもらい、事前に確認し合っています。アレルギー対応食を提供する際には、厚労省のガイドラインに基づき、専用トレー及び専用食器を使い、子どもの名前、除去食材を表示して、子どもの席は固定することで、誤配、誤食防止に努めています。慢性疾患での与薬については、医師の「生活管理指導表」を提出してもらい対応しています。職員は、外部研修にて食物アレルギーの研修、AEDの使用法、アナフィラキシーに対する補助治療剤の使用法などの研修を受講して、園内研修で緊急時の対応法を習得しています。保護者には「入園のしおり(重要事項説明書)」にアレルギー疾患に対する園での取り組みを記載して周知しています。	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 食育年間計画を作成し、食育目標「食を育む力」を掲げ、「食と健康」「食と人間関係」「食と文化」「いのちの育ちと食」「料理と食」の各項目について、3～5歳児の年齢別の食育計画を定めています。また、年間計画にも食育を位置づけ、野菜の栽培やクッキング、食事マナーの習得などを計画し、栄養士と職員が連携して行っています。給食は年齢に見合った形状で提供し、食具も年齢に応じて用意します。子どもの食べる量は職員が把握し、量を確認して提供しています。苦手なものも食べられたときには、褒め言葉をかけ、いろいろな食材を食べる意欲につなげています。毎月様々なテーマで食育活動を行い、年齢に応じたクッキングを実施したり、栄養素などについて学んだりしています。家庭と連絡を取り合い、子どもの発達や個々のそしゃくに合わせて次の段階へ移行しています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 系列園の栄養士が持ち回りで全系列園統一の献立表を作成しています。栄養士は、日々の残食の記録を記載し、実際に子どもの食べる様子を見て回ったり、子どもと会話をしたりしながら、食べる量や好き嫌いなどの把握に努めています。また、職員会議に参加して職員からの意見を聞き、系列園の栄養士会議で情報交換を行うなどして、食材のカット方法を変更するなど調理方法に反映させています。旬の食材を多く取り入れ、塩分量にも配慮しています。また、誕生会ではケーキが提供され、ひな祭りや七夕など、季節の行事にちなんだメニューも組み入れて、季節感のある献立作りを行っています。また、月に一度、各地の郷土食を提供して、食育指導で子どもたちに料理にまつわる話を伝えています。給食室における衛生管理マニュアルがあり、マニュアルに基づいて、給食室の清掃及び器具や備品の消毒を適切に行っています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 園と保護者との連携のツールとして、0、1歳児は連絡ノートを使い、時系列で家庭と園とで子どもの様子を毎日共有しています。2歳児は連絡ノートに月ごとに子どもの様子などを記載し、3～5歳児はおたより帳に3か月ごとに子どもの様子などを記載して保護者に伝えています。また、2～5歳児は「今日の出来事」を連絡用アプリで毎日配信して、クラスの活動の様子をコメントで伝えています。また、毎月の園発信のおたより類、保護者専用ブログなどで園の取り組み、子どもたちの育ちを伝えています。各クラスの保護者代表が参加する「子育ての会」のほか、「年齢別懇談会」「保育参観・参加」などで、保育内容を伝えるなどして保護者の理解や養育力の向上につなげています。保護者からの子どもの相談、面談の内容は児童相談経過記録に記録し、職員会議で職員に周知しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 日常的に保護者との円滑なコミュニケーションに努め、信頼関係を構築できるように言葉での関わり方を重視しています。保護者個々の状況に応じた最適な対応策ができるように、園長、副園長、主任、各クラス担任が連携して、丁寧な対応を心がけています。急な延長保育にも柔軟に対応し、保護者の就労支援へと結びつけています。相談体制については、随時対応可能である旨を保護者にも伝え、必要に応じてプライバシーに配慮した面談の機会を設け、保護者の気持ちに寄り添った対応になるように配慮しています。職員が受け付けた相談内容については、即答を控え、適宜園長や副園長、主任に相談し、助言を受けたいうで回答しています。栄養相談は栄養士が担当し、さらに園長は保護者の要望や課題に応じて関連機関の紹介を行っています。相談内容は「児童相談経過記録」に記載し、必要に応じて職員間で情報共有を図ることで、園全体で継続的に支援ができるように努めています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 「保育園業務マニュアル」には、虐待の定義や種類、早期発見のポイントなどが明記されており、マニュアルに沿って、クラス内研修で、発見時の対応方法などを確認しています。朝の受け入れ時には、傷やあざなど気になることがあれば保護者に確認をしています。保育中は、子どもの機嫌や様子などのほか、何気ない会話、おむつ替え時のあざなどにも注意を払っています。また、日頃から保護者の様子にも気を配り、保護者の気になる様子があれば職員から声をかけています。虐待が疑われる場合には気になる部分を写真撮影し、園長が窓口になり、緑区こども家庭支援課などの関係機関に連絡をする体制を整えています。保護者から子どもとの関わり方などについて相談があった場合は、保護者の気持ちに寄り添いながら、思いを肯定的に受け止め、個別に話を聞く機会を作っています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント>	
職員は、毎朝のミーティングや各種会議以外にも、日常的に気づいた際には積極的に意見交換を行い、主体的に日々の保育の振り返りを行っています。各指導計画作成時には、前月の子どもの姿を参考に、振り返りや自己評価及び反省点と、子どもの興味、関心の先を把握して、次の指導計画立案へと反映しています。また、各行事の後も振り返りを行い、次期の計画に生かしています。職員は「自己評価・人事考課表」を用いて、5月と11月の年に2回、保育の実践などについて自己評価を行い、園長と副園長、主任との面談で自身の課題や目指していきたい保育について確認し、園内研修や外部研修の受講を通して、専門性の向上に努めています。9月と2月には、所定の書式を用いて職員個々がクラスごとの保育実践などについて振り返りを記載し、それをもとに、クラス全体の自己評価として取りまとめ、園全体の自己評価につなげています。	